

嘉麻市旅客自動車運送事業継続支援金

燃料費等の物価や人件費の高騰に伴い経営に大きな影響が生じている旅客自動車運送事業者に対し、事業継続を応援するため、車両台数等に応じて支援金を給付します。

給付対象及び給付額	対象事業	給付要件	給付額
	乗合バス事業者 (一般乗合旅客自動車運送事業)	嘉麻市内に発地又は着地とする乗合バス路線等を有し、運行を行う乗合バス事業者	(1) 基本額 1事業者につき 25万円 (2) 加算額 市内路線に使用する事業用自動車 ①乗車定員11人以上 1台あたり 12万円 ②乗車定員10人以下 1台あたり 6万円
	貸切バス事業者 (一般貸切旅客自動車運送事業)	本店又は営業所等の所在地が嘉麻市内にある法人又は個人事業者	(1) 基本額 1事業者につき 25万円 (2) 加算額 1台あたり 12万円
	タクシー事業者 (一般乗用旅客自動車運送事業)		(1) 基本額 1事業者につき 15万円 (2) 加算額 1台あたり 6万円

○自動車検査証の記載事項において、次のすべてを満たす車両

対象車両	自動車検査証の記載事項	対象要件
	① 登録年月日／交付年月日	令和6年10月1日以前
	② 自家用・事業用の別	事業用
	③ 使用者の氏名又は名称	申請者と同一又は同一法人
	④ 使用者の住所	嘉麻市内の住所であること ※乗合バスを除く
	⑤ 使用の本拠の位置	嘉麻市内の住所であること ※乗合バスを除く
	⑥ 有効期間の満了する日	交付申請日以降

必要書類を郵送又は窓口へ持参。

●受付期間：令和6年10月7日(月)～令和7年3月31日(月)

●受付時間：8時30分～17時 ※窓口は平日のみ受付

●提出窓口：嘉麻市役所 本庁舎 3階 31番 交通政策課

●郵送先

〒820-0292

福岡県嘉麻市岩崎1180番地1

嘉麻市役所 交通政策課「旅客自動車運送事業支援金」担当

※郵送の場合は令和7年3月31日(月) 必着

●電話番号：0948-42-7404

申請方法・問合せ先

申請に必要な書類（必須）

必要書類

<input type="checkbox"/>	1	嘉麻市旅客自動車運送事業継続支援交付金交付申請書(様式第1号)
<input type="checkbox"/>	2	誓約書兼同意書(様式第2号)
<input type="checkbox"/>	3	運輸局からの各事業の許可書の写し
<input type="checkbox"/>	4	申請日が含まれる期間の各事業計画書(事業用自動車数)の写し
<input type="checkbox"/>	5	対象車両の登録番号及び乗車定員を記した一覧表(様式は任意)
<input type="checkbox"/>	6	対象車両全ての自動車検査証の写し ※電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写し
<input type="checkbox"/>	7	支援金受取口座通帳の写し

嘉麻市旅客自動車運送事業支援金についてのQ & A

Q 1. 嘉麻市外にも複数の営業所等がありますが、車の台数としてカウントできますか？

A 1. 嘉麻市内の営業所として配置登録を行っている台数による申請となります。

Q 2. 複数の旅客自動車運送事業を営んでいますが、事業ごとに申請を行うことは可能ですか？

A 2. 道路運送法に基づく許可を複数受けている場合は、重複して申請を行ってください。申請は様式第1号に取りまとめて行い、添付書類は事業ごとに提出してください。

Q 3. リース等により使用しているバスは対象となりますか？

A 3. 事業用車両として届出を行い、使用者の住所が市内にあれば申請可能です。

Q 4. 複数に分けて申請を行うことは可能ですか？

A 4. 申請は1回限りです。

※車両の申請漏れがあった場合でも追加で給付を受けることはできません。ご注意ください。